

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市に所在するB会社（以下「会社」という。）において、ソフトウェアの開発業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社事務所の移転作業において、荷物を床から頭上に持ち上げた際、右肩を受傷したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、受傷後、医療機関に受診せず様子を見ていたが、回復しないため、同年〇月〇日、C外科に受診し「右肩関節痛」と診断され加療し、平成〇年〇月〇日にはD病院に転医し「右肩関節周囲炎（石灰沈着性腱板炎）」と診断された。

請求人は、上記右肩の傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の右肩の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の右肩に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社事務所の移転作業において、荷物を床から頭上に持ち上げる一連の作業によって、右肩を受傷したと主張する。
- (2) 会社は、請求人が主張する本件災害を否定し、災害発生状況等に関し、療養補償給付たる療養の給付請求書への証明記載を拒否していることが認められる。証明拒否の理由について、Eは、請求人が平成〇年〇月の会社事務所移転作業中に肩を痛めたと報告があったのが2か月後であり、請求人の申立てだけを信用して、簡単に労災請求の書類に証明はできない旨述べている。
- (3) 他方、請求人自身、本件公開審理において、「右肩受傷後、何となく痛く、しばらくしたら自然治癒するものと様子を見ていたが、治らず、平成〇年〇月ぐらいにC外科に受診した。」と述べており、このような請求人の対応からすれば、Eを始め会社関係者は請求人の受傷を認識できなかったものと認められる。

このほか、本件の関係資料からは、平成〇年〇月〇日に請求人が右肩を受傷したことを裏付ける申述などは認められず、当審査会としても、請求人が業務中に右肩を受傷するといった災害の事実があったとは確認できない。

- (4) また、請求人の右肩の傷病について、F医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「石灰沈着を主体とし、右肩関節拘縮を伴う右肩関節周囲炎と考えられる。」とし、「本病態は業務外の疾病である。」と意見しているとおりに、請求人の右肩の傷病は業務に起因するものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。